(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機
その他　航空機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

実施機
その他　航空機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日、同月三日及び同月四日（予備、同月二日及び同月五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日（予備、同月二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一一秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

（警察庁警備局付）警視監　中島　寛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（九月十九日）

内閣府

杉山　智之　神田　玲子
原子力規制委員会委員に任命する（各通）（九月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十八日午後一時三十二分御出門、国際連合大学五十周年記念式典に御臨席のため、国際連合大学本部（渋谷区）へ行幸啓、同五時十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ネパールの憲法記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、アルメニアの独立記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、マルタの独立記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。
令和７年９月24日
中国地方整備局長　杉中　洋一
1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　②小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　③小型船舶（ＦＲＰ製）１隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　①岡山県倉敷市連島町西之浦地先　②岡山県倉敷市片島町地先　③岡山県倉敷市西阿知町西原地先
(2)　当該工作物を除却した日時　①令和７年７月15日10時　②令和７年７月15日９時　③令和７年７月15日９時
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日時　①令和７年７月15日14時　②令和７年７月15日11時　③令和７年７月15日10時
(2)　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　高梁川水系高梁川河川区域内
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。
なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年９月24日
群馬労働局長　上野　康博
第４号中「１時間985円」を「１時間1,063円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年９月24日
沖縄労働局長　柴田栄二郎
第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。